

よくある質問

令和3年11月

NO.	質問	回答													
1	禁止地域・許可地域の確認がしたい	都市計画課ホームページ内「豊橋市屋外広告物規制区域図」をご確認下さい。なお、規制区域等の境界についての詳細は都市計画課(51-2615)にて確認が可能です。													
2	更新の許可申請に際し、前回申請の内容を確認したい	個人情報保護の観点から前回申請者以外への情報提供はお断りしております。ただし委任状による施行業者等への情報提供は可能となっております。													
3	申請書等の押印は必要か	令和3年1月1日より申請書等への押印は不要となりました。なお、既に印刷済みの「@」の記載のある様式につきましてもそのまま利用ができます。													
4	広告の表示内容に関する規制について教えてほしい	屋外広告物法や条例上は広告物の表示内容についての規制はありません。													
5	色彩に関する規制について教えてほしい	マンセル値等の定量的な基準はありませんが、原色を過度に使用せず、景観に調和し周囲の環境を損なわないような色彩としてください。													
6	最大可視面積とは何か	敷地内の屋外広告物を一方向から同時にみることができる複数の広告物の表示面積の合計です。敷地内のすべての広告物の面積の合計ではありません。													
7	郵送による申請は可能か	可能です。 (宛先)〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地 都市計画課 管理・景観グループ宛て													
8	許可申請手数料について教えてほしい	許可申請手数料は広告表示面積や許可期間、広告の照明の有無によって変わります。詳細は下表のほか都市計画課ホームページ内「屋外広告物条例の手引き」等でご確認ください。													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>許可期間</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">広告板 広告塔 屋上広告板 壁面広告 アーチ広告 突き出し広告 アーケード広告</td> <td>ネオンサイン その他照明設備を有しないもの</td> <td rowspan="2">一の広告物又は掲出物件の 広告表示面積5㎡につき</td> <td>1年以内</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>ネオンサイン その他照明設備を有するもの</td> <td>1年を超え、3年以内</td> <td>1,900円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		単位	許可期間	手数料	広告板 広告塔 屋上広告板 壁面広告 アーチ広告 突き出し広告 アーケード広告	ネオンサイン その他照明設備を有しないもの	一の広告物又は掲出物件の 広告表示面積5㎡につき	1年以内	900円	ネオンサイン その他照明設備を有するもの	1年を超え、3年以内	1,900円
区分		単位	許可期間	手数料											
広告板 広告塔 屋上広告板 壁面広告 アーチ広告 突き出し広告 アーケード広告	ネオンサイン その他照明設備を有しないもの	一の広告物又は掲出物件の 広告表示面積5㎡につき	1年以内	900円											
	ネオンサイン その他照明設備を有するもの		1年を超え、3年以内	1,900円											
9	近年の条例改正について教えてほしい	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年1月 申請書等への押印廃止 ・令和3年7月 一定規模を超える広告物の有資格者による点検義務化 													
10	どのような広告物について安全点検が必要となるか	原則、全ての広告物について安全点検を義務化しています。さらに、一定規模を超える広告物については有資格者による安全点検を義務化しています。													
11	有資格者の安全点検が必要となる場合を教えてください	高さ4mを超えるもの又は表示面積が10㎡を超えるものについては有資格者による点検を義務付けています。なお、点検者の資格については以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告士 ・建築士(1級・2級) ・特定建築物調査員 ・屋外広告物点検技能講習会修了者 													
12	屋外広告物講習会のスケジュールについて教えてください	毎年度上半期に尾張地域、下半期に三河地域で各1回開催されます。													
13	既に許可申請を得ている屋外広告物の表示内容を変更する場合において新たに許可申請等が必要か	表示内容の変更(軽微な変更は除く)に際しては、変更の許可申請が必要となります。													
14	同一敷地内において既に許可申請を得ている屋外広告物を移動させる場合において新たに許可申請等が必要か	位置の変更に際しては、変更の許可申請が必要となります。													
15	条例では「冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又は掲出物件」については許可申請の適用除外と規定されているが、「一時的」とは具体的にどの程度の期間を指すか	概ね1週間としております。													